

水質汚濁に係る環境基準について

昭和46年 環境庁告示第59号より抜粋

改正 平28環告37

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
3	鉛	0.01mg/L 以下	16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	19	チウラム	0.006mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	20	シマジン	0.003mg/L 以下
8	P C B	検出されないこと。	21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	23	セレン	0.01mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	25	ふっ素	0.8mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	26	ほう素	1mg/L 以下
			27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。